

「輸入青果物検疫要綱」（昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
（目的及び定義） 第1 〔略〕 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下（<u>農産園芸局長が別に定めるところにより植物防疫官が検疫有害動植物の分散のおそれのないものとして確認したコンテナ</u>）にあっては、当該コンテナの開扉）をいう。 ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」（昭和47年 8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ積替確認実施要領」（昭和58年 9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達）の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。	（目的及び定義） 第1 〔略〕 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下（<u>農蚕園芸局長が別に定めるところにより植物防疫官が有害動物又は有害植物の分散のおそれのないものとして確認したコンテナ</u>）にあっては、当該コンテナの開扉）をいう。 ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」（昭和47年 8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ積替確認実施要領」（昭和58年 9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達）の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。
〔新設〕 6 <u>電子情報処理組織を使用して行われる検査申請手続等については、この要綱に定めるもののほか、「電子情報処理組織による輸入検査関係事務手続要領」（平成9年3月31日付け9農産第232/号農産園芸局長通達）に基づき実施するものとする。</u>	

改 正 後	現 行
<u>7</u> [略] [条項移動] (検査の<u>立会</u>等) 第7 植物防疫官は、規則第12条の規定に基づき、輸入者又は管理者を検査に立ち会わせ、当該青果物の運搬、荷解、荷造りその他の措置を行わせることができる。	<u>6</u> [略] (検査の<u>立会</u>等) 第7 植物防疫官は、規則第12条の規定に基づき、輸入者又は管理者を検査に立ち会わせ、当該青果物の運搬、荷解、荷造りその他の措置を行わせることができる。
(消毒方法等の基準) 第12 [略] 2 前項ただし書において植物防疫官が認めることができる消毒方法は次に掲げる各号のすべてに該当し、かつ、当該青果物に薬害が生じる可能性が低いと認められるもの及び当該青果物に寄生する<u>検疫有害動植物</u>を完全に死滅させることができるものとする。 (1) 諸外国及び国内の公的な試験研究機関等が試験し、又は実施している消毒方法であって、当該青果物及び当該青果物に寄生する<u>検疫有害動植物</u>と同類のものを対象としていること。	(消毒方法等の基準) 第12 [略] 2 前項ただし書において植物防疫官が認めることができる消毒方法は次に掲げる各号のすべてに該当し、かつ、当該青果物に薬害が生じる可能性が低いと認められるもの及び当該青果物に寄生する<u>有害動植物</u>を完全に死滅させることができるものとする。 (1) 諸外国及び国内の公的な試験研究機関等が試験し、又は実施している消毒方法であって、当該青果物及び当該青果物に寄生する<u>有害動植物</u>と同類のものを対象としていること。

改 正 後	現 行
(2) 〔略〕 (消毒を行う場所) 第13 第10の規定による消毒を行う場所は、当該青果物を検査した港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者から上記の港頭地域及び飛行場以外の場所に輸送して消毒を実施したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式4）の提出があった場合において、次の各号のすべて（ただし、規則第6条第1項第1号に掲げる港に輸送する場合は第5号を除く。）に該当し、かつ、その取締りが可能であると認められるときは、植物防疫官は、<u>これを行わせる</u>ことができる。 （1）〔略〕 （2）輸送中に<u>検疫有害動植物</u>の分散を防止する措置がとられること。 （3）〔略〕 （4）〔略〕 （5）当該青果物に寄生している<u>検疫有害動植物</u>は特定重要病害虫ではないこと。	(2) 〔略〕 (消毒を行う場所) 第13 第10の規定による消毒を行う場所は、当該青果物を検査した港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者から上記の港頭地域及び飛行場以外の場所に輸送して消毒を実施したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式4）の提出があった場合において、次の各号のすべて（ただし、規則第6条第1項第1号に掲げる港に輸送する場合は第5号を除く。）に該当し、かつ、その取締りが可能であると認められるときは、植物防疫官は、<u>植物防疫所長（規則第6条第1項第1号に掲げる港に輸送する場合は、支所長及び出張所長を含む。）の許可を得て、これを承認することが</u>できる。 （1）〔略〕 （2）輸送中に<u>有害動物又は有害植物</u>の分散を防止する措置がとられること。 （3）〔略〕 （4）〔略〕 （5）当該青果物に寄生している<u>有害動物又は有害植物</u>は特定重要病害虫ではないこと。

改 正 後	現 行
2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該青果物の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき、<u>検疫有害動植物</u>の分散防止のため薬剤散布等の措置を行わせる場合にあつては別表2に掲げる基準によるものとする。	2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該青果物の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき、<u>有害動物又は有害植物</u>の分散防止のため薬剤散布等の措置を行わせる場合にあつては別表2に掲げる基準によるものとする。
(不合格青果物の積戻し) 第14 〔略〕 2 前項の場合において、<u>検疫有害動植物</u>又は土等の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲内で条件を付することができる。	(不合格青果物の積戻し) 第14 〔略〕 2 前項の場合において、<u>有害動物若しくは有害植物</u>又は土等の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲内で条件を付することができる。
(廃棄又はき損証明) 第19 植物防疫官は、<u>青果物の廃止、積戻し又は消毒を行うこと</u>により著しくき損した場合において、輸入者又は管理者の要求があつたときは、処分証明書（規則第9号様式）を交付しなければならない。	(廃棄又はき損証明) 第19 植物防疫官は、<u>青果物を廃止し、若しくは積戻し、又は消毒</u>により著しくき損した場合において、輸入者又は管理者の要求があつたときは、処分証明書（規則第9号様式）を交付しなければならない。

改 正 後	現 行
(輸入認可証の交付) 第20 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 第13第1項のただし書きに該当する場合 (業務の移管) 第21 〔略〕 (合格の証明) 第22 〔略〕	(輸入認可証の交付) 第20 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 第13第1項ただし書きの場所において消毒を行う場合で、 植物防疫官により同項の輸送後消毒申請書が承認された場 合 (業務の移管) 第21 〔略〕 (合格の証明) 第22 〔略〕

改正後

別記様式2(第11関係)

No. _____

消毒(選別・除去)計画書

年 月 日

植物防疫官 殿

住所
氏名 ㊦

年 月 日 港入港 丸(号)積 は
輸入検査の結果、不合格となりましたが、下記により消毒しますので承認願
います。

なお、検疫有害植物の付着した青果物は選別検査終了後、直ちに廃棄計画
書を提出し、植物防疫官の承認を得て廃棄を実施します。

記

1
} [略]
6

7 消毒後検疫有害植物が付着する青果物の保管場所

不合格の通知	月 日
接 受 者 名	

上記の計画により消毒を実施されたい。

年 月 日

植物防疫官 ㊦

現 行

別記様式2(第11関係)

No. _____

消毒(選別・除去)計画書

年 月 日

植物防疫官 殿

住所
氏名 ㊦

年 月 日 港入港 丸(号)積 は
輸入検査の結果、不合格となりましたが、下記により有害植物がないものを
消毒しますので承認願います。

なお、有害植物の付着した青果物は選別検査終了後、直ちに廃棄計画書を
提出し、植物防疫官の承認を得て廃棄を実施します。

記

1
} [略]
6

7 消毒後り病青果物の保管場所

不合格の通知	月 日
接 受 者 名	

上記の計画により消毒を実施されたい。

年 月 日

植物防疫官 ㊦

改正後

現行

別記様式4(第13関係)

No. _____

輸送後消毒申請書

年 月 日

植物防疫官 殿

住所
氏名 ㊦

月 日 港入港 丸(号)積青果物は、下記により輸送して
消毒したいので申請します。

記

- 1
 2 [略]
 4
 5 検疫有害動植物の分散防止方法
 6
 7 [略]
 9

不合格の通知	月 日
接 受 者 名	

上記の計画により実施されたい。なお、輸送後の消毒場所を管轄する植物防疫所に消毒計画書を提出して、計画の認定を受けること。

年 月 日

植物防疫官 ㊦

別記様式4(第13関係)

No. _____

輸送後消毒申請書

年 月 日

植物防疫官 殿

住所
氏名 ㊦

月 日 港入港 丸(号)積青果物は、下記により輸送して
消毒したいので申請します。

記

- 1
 2 [略]
 4
 5 検疫有害は有害植物の分散防止方法
 6
 7 [略]
 9

不合格の通知	月 日
接 受 者 名	

上記の計画により実施されたい。なお、輸送後の消毒場所を管轄する植物防疫所に消毒計画書を提出して、計画の認定を受けること。

年 月 日

植物防疫官 ㊦

改 正 後	現 行					
	別表 1（第12関係） 1 青酸ガスによる消毒方法の基準					
	有害動物の種類	方 法	薬 量	時 間	倉庫の等級	摘 要
	青果物の表面に付着する <u>かいがらむし、あぶらむし</u> 、あざみうま、こなじらみ 等の有害動物	倉庫（海上コンテナを含む。）くん蒸	液体青酸 1.8g/m ³ （10～20℃） 青化ソーダ 10.8g/m ³ （10～20℃） 5.4g/m ³ （20℃以上）	30分	A級 （海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第12に定めるコンテナに限る。）	(1) コンテナくん蒸を実施する場合は、通気性の良好な積付けであること。 (2) 青果物の表面に水分のある場合及び葉菜類に対しては、薬害について注意すること。 (3) ガス濃度を15分以内に均一にできる <u>攪はん機</u> を使用すること。 (4) くん蒸後すみやかにガスを排出する装置を使用すること。

別表1（第12関係）

1 青酸ガスによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方 法	薬 量	時間	倉庫の等級	摘 要
青果物の表面に付着する <u>アザミウマ、アブラムシ、</u> <u>カイガラムシ、コナジラミ</u> 等の検疫有害動物	倉庫（海上コンテナを含む。）くん蒸	液体青酸 1.8 g/m ³ (10～20℃) 青化ソーダ 10.8 g/m ³ (10～20℃) 5.4 g/m ³ (20℃以上)	30分	<u>特A級又はA級</u> （海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第12により指定を受けたコンテナ、又は同要領別表2（注）の1の（2）の圧力降下法により同表の基準を満たした密閉形コンテナに限る。）	(1) コンテナくん蒸を実施する場合は、通気性の良好な積付けであること。 (2) 青果物の表面に水分のある場合及び葉菜類に対しては、薬害について注意すること。 (3) ガス濃度を15分以内に均一にできる <u>かくはん機</u> を使用すること。 (4) くん蒸後すみやかにガスを排出する装置を使用すること。

2 臭化メチルによる消毒方法の基準

有害動物の種類	方 法	薬 量	時 間	倉庫の等級	摘 要	備 考
かんきつ類, なし, りんごに付着又は食 入する <u>検疫有害動物</u>	倉庫 (海上コンテナを含む。) くん蒸	48.5g/m ³ (5℃以上) 40.5g/m ³ (10℃〃) 32.5g/m ³ (15℃〃) 24.5g/m ³ (20℃〃) 16.0g/m ³ (25℃〃)	2時間	特A級又はA級 (海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第12に定めるコンテナ、又は同要領別表2 (注)の1の(2)の圧力降下法により同表の基準を満たした密閉型コンテナに限る。)	(1) コンテナくん蒸を実施する場合は、通気性の良好な積付けであること。 (2) ガス濃度を40分以内に均一にできる <u>かくはん機</u> を使用すること。 (3) くん蒸後すみやかにガスを排出する装置を使用すること。	輸入者から要綱第12による書面が得られていること。
ぎんなん, くに付着又は食入する <u>検疫有害動物</u>		40.5g/m ³	4時間			
アスパラガス, かぼちゃ, キウイフルーツ, キャベツ, さやえんどう, たまねぎ, ぶどう, ブロッコリーに付着又は食入する <u>検疫有害動物</u>		48.5g/m ³	3時間			これら以外の青果物 (アスパラガスを20℃以上でくん蒸する場合及びぶどうを含む。) の場合は、輸入者から要綱第12による書面が得られていること。
しょうが (根茎), にんにく (りん茎), に付着又は食入する <u>検疫有害動物</u>		32.5g/m ³ (20℃以上) 48.5g/m ³ (20℃未満) (これら以外の青果物と同時にくん蒸する場合は, 48.5g/m ³ ・3時間)	2時間			しょうがについては、輸入者から要綱第12による書面が得られていること。
にら (りん茎), わけぎ (りん茎) に付着又は食入する <u>検疫有害動物</u>		32.5g/m ³ (これら以外の青果物と同時にくん蒸する場合は, 48.5g/m ³ ・3時間)	2時間			

改正後

現 行

2 臭化メチルによる消毒方法の基準

有害動物の種類	方 法	薬 量	時 間	倉庫の等級	摘 要	備 考
かんきつ類, なし, りんごに付着又は食入する <u>有害動物</u>	倉庫 (海上コンテナを含む。) くん蒸	48.5g/m ³ (5℃以上) 40.5g/m ³ (10℃〃) 32.5g/m ³ (15℃〃) 24.5g/m ³ (20℃〃) 16.0g/m ³ (25℃〃)	2時間	A級 (海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第12に定めるコンテナに限る。)	(1) コンテナくん蒸を実施する場合は, 通気性の良好な積付けであること。 (2) ガス濃度を40分以内に均一にできる <u>攪はん機</u> を使用すること。 (3) くん蒸後すみやかにガスを排出する装置を使用すること。	輸入者から要綱第12による書面が得られていること。
くり, ぎんなんに付着又は食入する <u>有害動物</u>		40.5g/m ³	4時間			
さやえんどう, キヤベツ, たまねぎ, かぼちゃ, キウイフルーツ, さくろに付着又は食入する <u>有害動物</u>		48.5g/m ³	3時間			これら以外の青果物の場合は, 輸入者から要綱第12による書面が得られていること。
にんにく(鱗茎), しょうが(根茎)に付着又は食入する <u>有害動物</u>		32.5g/m ³ (20℃以上) 48.5g/m ³ (20℃未満) (これら以外の青果物と同時にくん蒸する場合は, 48.5g/m ³ ・3時間)	2時間			しょうがについては, 輸入者から要綱第12による書面が得られていること。
わけぎ(鱗茎), にら(鱗茎)に付着又は, 食入する <u>有害動物</u>		32.5g/m ³ (これら以外の青果物と同時にくん蒸する場合は, 48.5g/m ³ ・3時間)	2時間			

3 選別による消毒方法の基準

植物の種類	有害動物又は有害植物の種類	選 別 基 準	摘 要
バナナ, <u>パイナップル</u> , <u>ドリアン</u> , <u>ココヤシ</u> , <u>マンゴウ</u> 等の生果実	<u>アボカド斑点細菌病菌</u> , <u>パイナップル基腐病菌等</u>	り病青果物がなくなるまで選別	選別した有害植物付着青果物は廃棄すること
	<u>黒腐病菌</u> , <u>灰色かび病菌</u> , <u>青かび病菌</u> , <u>炭そ病菌等</u>	10%以上あるときは, 荷口全体の選別	
<u>レモン</u> , <u>オレンジ</u> , <u>グレープフルーツ</u> 等の <u>かんきつ類</u> 及び <u>ぶどう</u> , <u>ざくろ</u> , <u>キウイフルーツ</u> , <u>りんご</u> , <u>なし</u> 等の生果実	<u>モモせん孔細菌病菌</u> , <u>カンキツ黒星病菌等</u>	り病青果物がなくなるまで選別	選別した有害動物又は有害植物付着青果物は廃棄すること
	<u>カンキツ炭そ病菌</u> , <u>ナシ輪紋病菌</u> , <u>ブドウ黒とう病菌等</u>	2%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	<u>クロツヤバエ</u> 及び <u>トウヨウヒメハナバエ</u> (これらと同様の加害形態を持つ有害動物を含む。以下同じ)	3%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	<u>黒腐病菌</u> , <u>灰色かび病菌</u> , <u>青かび病菌等</u>	4%以上あるときは, 荷口全体の選別	
<u>メロン</u> , <u>すいか</u> , <u>かぼちゃ</u> , <u>さやえんどう</u> , <u>いちご</u> 等の果菜類及び <u>アスパラガス</u> , <u>はくさい</u> , <u>レタス</u> 等の葉菜類並びに <u>アーティチョーク</u> , <u>カリフラワー</u> 等の花菜類	<u>トマトかいよう病菌</u> , <u>ハクサイ黒斑病菌等</u>	り病青果物がなくなるまで選別	同 上
	<u>クロツヤバエ</u> 及び <u>トウヨウヒメハナバエ</u>	3%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	<u>キュウリ炭そ病菌</u> , <u>エンドウ褐紋病菌</u> , <u>キャベツベと病菌等</u>	5%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	<u>黒かび病菌</u> , <u>灰色かび病菌</u> , <u>青かび病菌等</u>	10%以上あるときは, 荷口全体の選別	
<u>にんじん</u> , <u>だいこん</u> 等の根菜類及び <u>たまねぎ</u> , <u>にんにく</u> 等のりん茎類	<u>ダイコン萎黄病菌等</u>	り病青果物がなくなるまで選別	同 上
	<u>ロビンネダニ</u> 及び <u>ケナガコナダニ</u> (これらと同様の加害形態をもつ有害動物を含む。)	1%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	<u>菌核病菌</u> , <u>タマネギ乾腐病菌等</u>	2%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	<u>クロツヤバエ</u> 及び <u>トウヨウヒメハナバエ</u> , <u>黒かび病菌</u> , <u>灰色かび病菌</u> , <u>青かび病菌等</u>	3%以上あるときは, 荷口全体の選別	

改正後

現行

3 選別による消毒方法の基準

植物の種類	検疫有害動植物の種類	選別基準	摘要
ココやし、ドリアン、 パイナップル、バナナ、マンゴウ等の生果実	アボカド斑点細菌病菌、 <u>パイナップル心腐病菌等</u>	り病青果物がなくなるまで選別	選別した <u>検疫有害植物</u> 付着青果物は廃棄すること
	黒腐病菌、炭そ病菌、灰色かび病菌、マンゴウ果実腐敗病菌等	10%以上あるときは、荷口全体の選別	
オレンジ、グレープフルーツ、レモン等のかんきつ類及びキウイフルーツ、ざくろ、なし、ぶどう、りんご等の生果実	カンキツ黒星病菌、モモせん孔細菌病菌等	り病青果物がなくなるまで選別	選別した <u>検疫有害動植物</u> 付着青果物は廃棄すること
	カンキツ炭そ病菌、ナシ輪紋病菌、ブドウ黒とう病菌等	2%以上あるときは、荷口全体の選別	
	クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ（これらと同様の加害形態を持つ <u>検疫有害動物</u> を含む。以下同じ）	3%以上あるときは、荷口全体の選別	
	黒腐病菌、灰色かび病菌、 <u>ブドウ晩腐病菌等</u>	4%以上あるときは、荷口全体の選別	
いちご、かぼちゃ、さやえんどう、すいか、メロン等の果菜類及びアスパラガス、はくさい、レタス等の葉菜類並びにアーティチョーク、カリフラワー等の花菜類	トマトかいよう病菌、ハクサイ黒斑病菌等	り病青果物がなくなるまで選別	同 上
	クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ	3%以上あるときは、荷口全体の選別	
	<u>エンドウ褐紋病菌、キュウリ炭そ病菌、キャベツべと病菌等</u>	5%以上あるときは、荷口全体の選別	
	灰色かび病菌、ハクサイ軟腐病菌等	10%以上あるときは、荷口全体の選別	
だいこん、にんじん等の根菜類及びたまねぎ、にんにく等のりん茎類	ダイコン萎黄病菌等	り病青果物がなくなるまで選別	同 上
	<u>ケナガコナダニ及びロビンネダニ（これらと同様の加害形態をもつ<u>検疫有害動物</u>を含む。）</u>	1%以上あるときは、荷口全体の選別	
	菌核病菌、タマネギ乾腐病菌等	2%以上あるときは、荷口全体の選別	
	クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ、黒斑病菌、軟腐病菌、灰色かび病菌等	3%以上あるときは、荷口全体の選別	

改正後

別表2(第13関係)

分散防止のための薬剤散布等の基準

検疫有害動植物の種類	処 理	摘要
青果物の荷役場所、はしけ、トラック等に付着する <u>検疫有害動植物</u>	[略]	

現 行

別表2(第13関係)

分散防止のための薬剤散布等の基準

<u>有害動物又は有害植物</u> の種類	処 理	摘要
青果物の荷役場所、はしけ、トラック等に付着する <u>有害動物又は有害植物</u>	[略]	